株主各位

第37回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2017年６月６日

ソフトバンクグループ株式会社

目　次

事業報告
「ソフトバンクグループ㈱の現況　5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」　・・・　3頁

連結持分変動計算書　・・・　7頁
株主資本等変動計算書　・・・　8頁
連結注記表　・・・　9頁
個別注記表　・・・　42頁

上記各事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.softbank.jp/）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

ソフトバンクグループ㈱の現況

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

ソフトバンクグループ㈱の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【1】業務の適正を確保するための体制

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ソフトバンクグループ㈱は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範として、「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOはソフトバンクグループ㈱のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。

② 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（内部通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ㈱は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

③ 内部監査部門は、法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長、担当取締役に報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ソフトバンクグループ㈱は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

① 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。

② 情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISOは情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソフトバンクグループ㈱は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

① 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部門を特定し、各責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定のエスカレーションフローに則り、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。

② 総務部は、各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取締役会に報告する。

③ 内部監査部門は、リスク管理プロセスの有効性について監査を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ソフトバンクグループ㈱は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

① 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

③ 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。

④ 「業務分掌および職務権限に関する規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ソフトバンクグループ㈱は、グループの基本思想、理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」、およびグループ会社に対する管理方針・管理体制等を規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、グループ会社およびその取締役・使用人が遵守すべき各種規則等を定め、グループ会社の規模や重要性等に鑑み、以下の体制を整備する。

① 当社グループのコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の取締役・使用人からの報告・相談を受け付けるグループホットラインを設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ㈱は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、グループホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

② 当社グループの情報セキュリティの総責任者であるグループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を選任し、GCISOはグループ全体の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。
③ グループ各社の代表者からのソフトバンクグループ㈱に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ各社に対して監査を行う。
⑤ グループ各社においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、ソフトバンクグループ㈱に対するエスカレーションフローに則り、ソフトバンクグループ㈱の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。

6．反社会的勢力排除に向けた体制

ソフトバンクグループ㈱は、「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ソフトバンクグループ㈱は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

8．監査役への報告体制

ソフトバンクグループ㈱の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。
① ソフトバンクグループ㈱および当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
② コンプライアンス体制に関する事項およびホットライン利用状況
③ 内部統制システムの整備状況
④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
⑤ 法令･定款違反事項
⑥ 内部監査部門による監査結果
⑦ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① ソフトバンクグループ㈱は、監査役が必要と認めた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図る。

② ソフトバンクグループ㈱は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、ソフトバンクグループ㈱が負担する。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループ㈱および当社グループの取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修ならびにGCOからCCOに対するコンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施している。また、ソフトバンクグループ㈱および当社グループの取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社グループ全体のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

2．リスク管理に関する事項

「リスク管理規程」に基づき、ソフトバンクグループ㈱における各リスクに対応する責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っているほか、総務部が各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取締役会に報告している。当社グループ各社においても各社でリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っている。

3．内部監査に関する事項

内部監査部門により、ソフトバンクグループ㈱の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断するグループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を都度社長に報告している。

4．取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「業務分掌および職務権限に関する規程」等の社内規程に基づき、ソフトバンクグループ㈱の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては独立した立場の社外取締役を含め十分に審議できる環境を確保している。

5．監査役の職務執行に関する事項

監査役はソフトバンクグループ㈱の重要な会議に出席し、必要に応じてソフトバンクグループ㈱および当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

連結持分変動計算書

(2017年３月31日に終了した１年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2016年４月１日	238,772	261,234	2,166,623	△314,752
包括利益				
純利益	－	－	1,426,308	－
その他の包括利益	－	－	－	－
包括利益合計	－	－	1,426,308	－
所有者との取引額等				
剰余金の配当	－	－	△48,042	－
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	－	－	10,140	－
自己株式の取得及び処分	－	－	△1,479	△348,170
自己株式の消却	－	－	△595,195	595,195
企業結合による変動	－	－	－	－
支配喪失による変動	－	－	－	－
支配継続子会社に対する持分変動	－	1,670	－	－
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	－	△4,236	－	－
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	－	△15,360	－	－
株式に基づく報酬取引	－	2,398	－	－
その他	－	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	△15,528	△634,576	247,025
2017年３月31日	238,772	245,706	2,958,355	△67,727

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額	合計		
2016年４月１日	261,736	2,613,613	891,658	3,505,271
包括利益				
純利益	－	1,426,308	48,122	1,474,430
その他の包括利益	△40,350	△40,350	△179	△40,529
包括利益合計	△40,350	1,385,958	47,943	1,433,901
所有者との取引額等				
剰余金の配当	－	△48,042	△43,467	△91,509
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	△10,140	－	－	－
自己株式の取得及び処分	－	△349,649	－	△349,649
自己株式の消却	－	－	－	－
企業結合による変動	－	－	2,218	2,218
支配喪失による変動	－	－	△25,997	△25,997
支配継続子会社に対する持分変動	－	1,670	6,189	7,859
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	－	△4,236	－	△4,236
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	－	△15,360	－	△15,360
株式に基づく報酬取引	－	2,398	8,087	10,485
その他	－	－	△3,253	△3,253
所有者との取引額等合計	△10,140	△413,219	△56,223	△469,442
2017年３月31日	211,246	3,586,352	883,378	4,469,730

株主資本等変動計算書

（2016年4月1日から 2017年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2016年4月1日残高	238,772	472,079	472,079	1,414	960,487	961,901	△314,752	1,358,000
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△48,042	△48,042	－	△48,042
当期純利益	－	－	－	－	2,745,949	2,745,949	－	2,745,949
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△350,857	△350,857
自己株式の処分	－	－	－	－	△1,479	△1,479	2,687	1,208
自己株式の消却	－	－	－	－	△595,195	△595,195	595,195	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	2,101,233	2,101,233	247,025	2,348,258
2017年3月31日残高	238,772	472,079	472,079	1,414	3,061,720	3,063,134	△67,727	3,706,258

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2016年4月1日残高	2,516	△69	2,447	20	1,360,467
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△48,042
当期純利益	－	－	－	－	2,745,949
自己株式の取得	－	－	－	－	△350,857
自己株式の処分	－	－	－	－	1,208
自己株式の消却	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,963	47	△2,916	1,996	△920
事業年度中の変動額合計	△2,963	47	△2,916	1,996	2,347,339
2017年3月31日残高	△447	△22	△469	2,016	3,707,806

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結計算書類の作成基準

ソフトバンクグループ㈱および子会社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

社名または略称	意味
ソフトバンクグループ㈱	ソフトバンクグループ㈱(単体)
当社	ソフトバンクグループ㈱および子会社
※以下の略称の意味は、それぞれの会社の傘下に子会社がある場合、それらを含みます。	
スプリント	Sprint Corporation
アーム	ARM Holdings plc
ブライトスター	Brightstar Global Group Inc.
スプリント・コミュニケーションズ	Sprint Communications, Inc.
クリアワイヤ	Clearwire Corporation
アリババ	Alibaba Group Holding Limited
ガンホー	ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱
スーパーセル	Supercell Oy

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　762社

主要な連結子会社の名称

ソフトバンク㈱、Sprint Corporation、ヤフー㈱、Brightstar Global Group Inc.、ARM Holdings plc、SoftBank Group Capital Limited

新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由

West Raptor Holdings, LLC	新規設立による
ARM Holdings plc	新規取得による

連結の範囲から除外された主な会社の名称および連結除外の理由

Supercell Oy	保有株式の売却による
Foxconn Ventures Pte. Ltd. (旧SOFTBANK GROUP CAPITAL APAC PTE. LTD.)	第三者割当増資に伴う議決権保有比率の低下による持分法適用会社への異動

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数　147社

主要な持分法適用会社の名称

Alibaba Group Holding Limited

持分法適用の範囲となった主な会社の名称および持分法適用の理由

Foxconn Ventures Pte. Ltd. (旧SOFTBANK GROUP CAPITAL APAC PTE. LTD.)	第三者割当増資に伴う議決権保有比率の低下による連結子会社からの異動

持分法適用の範囲から除外された主な会社の名称および持分法除外の理由

ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱	保有株式の同社への譲渡による

持分法を適用しない主な関連会社の名称および理由

Jasper Infotech Private Limited
ANI Technologies Private Limited
Grab Inc.

持分法を適用していない理由

当該関連会社に対する優先株式投資は、普通株式投資と特徴が実質的に異なるため、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定し会計処理しています。

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

関連会社のアリババについては、同社との契約などにより、同社の報告期間を統一することが実務上不可能であるため、報告期間が３カ月相違した同社の財務諸表に持分法を適用しています。なお、同社が公表した当該期間差における重要な取引または事象については、必要な調整を行っています。

5. 会計方針に関する事項

（1）金融資産の評価基準および評価方法

ａ．金融資産

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しています。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「FVTPLの金融資産」、「満期保有投資」、「貸付金及び債権」または「売却可能金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

(a) FVTPLの金融資産

金融資産は、売買目的保有であるか、またはFVTPLの金融資産に指定した場合に、「FVTPLの金融資産」に分類しています。

売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した金融資産を分類しています。

FVTPLの金融資産には、文書化されたリスク管理方針または投資戦略に従った投資管理を行い、その実績を公正価値で測定し、これに基づいた業績評価および投資判断をマネジメントが行っている金融資産を指定しています。また、組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない金融資産について、その混合契約全体をFVTPLの金融資産に指定しています。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(b) 満期保有投資

支払額が固定されているかまたは決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは「満期保有投資」に分類しています。

当初認識後、満期保有投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定されているかまたは決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは「貸付金及び債権」に分類しています。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(d) 売却可能金融資産

以下のいずれかに該当する場合には「売却可能金融資産」に分類しています。

・「売却可能金融資産」に指定した場合
・「FVTPLの金融資産」、「満期保有投資」および「貸付金及び債権」のいずれにも分類しない場合

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益および受取配当金は、純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

FVTPLの金融資産以外の金融資産のうち、売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は期末日および各四半期末日ごとに、それ以外の資産は期末日に減損の客観的証拠の有無を判断しています。金融資産について、客観的証拠により当初認識後に損失事象の発生があり、かつその事象による金融資産の見積将来キャッシュ・

フローへのマイナスの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しています。

売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しています。その他にすべての金融資産について、減損の客観的な証拠として、以下の項目を含めています。

・発行体または債務者の重大な財政的困難
・利息または元本の支払不履行または遅延などの契約違反
・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと
・金融資産についての活発な市場が消滅したこと

当社は、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集合的評価により検討しています。

貸付金及び債権または満期保有投資に対する減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失とし、純損益で認識しています。貸付金及び債権は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

満期保有投資の減損損失は直接帳簿価額を減額しています。その後の期間において減損損失の金額が減少し、その減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連している場合は、金融資産の帳簿価額に減損を認識しなかった場合の償却原価を超えない範囲で、以前に認識した減損損失を純損益で戻入れています。

売却可能金融資産に減損の客観的な証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えています。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は、減損損失の戻入れは行いません。

c. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社は、為替レート、金利および株価の変動によるリスクをヘッジするため、先物為替予約、通貨スワップおよびカラー取引などのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。

(b) ヘッジ会計

当社は、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社は、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施し

ています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、以前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています（ベーシス・アジャストメント)。

当社がヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ならびにヘッジがヘッジの有効性の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融資産に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融資産に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリー類から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	12～50年
その他	5～15年
通信設備	
無線設備、交換設備およびその他のネットワーク設備	5～30年
通信用鉄塔	15～42年
その他	5～40年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	4～10年

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までに所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、顧客基盤は主として級数法により、それ以外の無形資産は定額法により算定しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウエア	
無線設備に係るソフトウエア	5～10年
その他	3～5年
顧客基盤	4～24年
有利なリース契約	3～23年
テクノロジー	8～20年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	8～34年
周波数移行費用	18年
その他	4～20年

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

なお、有利なリース契約とは、企業結合時に、被取得企業の借手のオペレーティング・リース契約の条件が、支配獲得日現在の市場の条件と比べて有利である場合、その将来キャッシュ・フローの有利な差異に係る公正価値を見積り、無形資産として認識しているものです。

周波数移行費用は、ソフトバンク㈱が割り当てを受けた900MHｚ帯の周波数において、「終了促進措置」に基づき、既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生した費用のうち、当社が負担した金額です。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下の通りです。

・米国連邦通信委員会（FCC）が付与する特定の周波数を利用するライセンス（以下「FCCライセンス」）

・商標権（耐用年数を確定できないもの）

FCCライセンスは規制当局の定める規制に準拠している限り、その更新・延長は最低限のコストで行うことができることから、FCCライセンスの耐用年数を確定できないと判断しています。

また、商標権のうち「Sprint」、「Boost Mobile」などの事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画している商標権については、耐用年数を確定できないと判断しています。

これらの耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、償却は行っていません。これらの減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

(4) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(10)企業結合の会計処理」をご参照ください。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産および無形資産の減損

当社では、期末日に、有形固定資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候

の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

当社では、期末日および各四半期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(6) 確定給付制度の会計処理

ソフトバンク㈱は、確定給付型退職一時金制度について、2006年３月および2007年３月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型退職一時金制度の債務は、従業員の将来の退職時に一時金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。

また、スプリントは確定給付型年金制度について、2005年12月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型年金制度の債務は、従業員の将来の退職時よ

り年金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。
確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。
確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて算定しています。
確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額および確定給付負債（資産）の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用および利息純額については、純損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しています。
なお、凍結した確定給付制度債務は、凍結時に確定した退職給付額に基づき算定しています。したがって、これらの確定給付制度については勤務費用の発生はありません。
当社では、再測定は数理計算上の差異および制度資産に係る収益（利息純額に含まれる金額を除く）から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えています。

(7) 重要な引当金の計上基準
引当金は、当社が過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。
引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。
当社は引当金として、資産除去債務、リストラクチャリング引当金、利息返還損失引当金および受注損失引当金を認識しています。
リストラクチャリング引当金は、当社が詳細な公式計画を有し、計画の実施や特徴の公表などにより、影響を受ける関係者へリストラクチャリングの実行を予期させる場合に認識しています。
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。

(8) 収益の認識基準
当社における主要な収益認識基準は、以下の通りです。
国内通信事業およびスプリント事業
a. 移動通信サービスおよび携帯端末の販売
当社は契約者に対し音声通信、データ通信からなる移動通信サービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。
移動通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「移動通信サービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者またはディーラーに対する携帯端末の売上およびアクセサリー類の売上から構成されます。
上記取引の商流としては、当社がディーラーに対して携帯端末を販売し、ディーラーを通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社が契約者に対

して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下の通りです。

(a) 間接販売

携帯端末売上はリスクと経済価値が移転したと考えられる携帯端末のディーラーへの引き渡し時点で認識しています。なお、ディーラーに対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

移動通信サービス収入は契約者にサービスを提供した時点で認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月の移動通信サービス収入から控除しています。

手数料収入のうち、契約事務手数料収入は、契約時から繰り延べられ契約者の見積平均契約期間にわたり収益として認識しています。また、機種変更手数料収入は契約者の見積平均端末利用期間にわたり収益として認識しています。なお、契約事務に係る直接費用については、契約事務手数料収入または機種変更手数料収入を限度として繰り延べられ、それぞれ同期間にわたって償却しています。

(b) 直接販売

直接取引の場合、携帯端末売上、移動通信サービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引の合計額を携帯端末および移動通信サービスの公正価値の比率に基づき、携帯端末売上および移動通信サービス収入に配分します。携帯端末を割賦販売した場合は、携帯端末を契約者に引き渡した時点で携帯端末に配分された金額を携帯端末売上として認識しますが、携帯端末を一括払いで販売した場合は、携帯端末売上で認識される金額は、携帯端末販売時に契約者から受領する金額を上限としています。移動通信サービス収入に配分された金額は、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス、データ伝送サービス、インターネット・プロバイダ料、ADSLサービス料、IP電話サービス料およびネットワーク使用料からなります（以下「固定通信サービス収入」）。

固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

ヤフー事業

ヤフー事業における収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告、eコマース関連の手数料収入、会員収入および物販売上からなります。

検索連動型広告については、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しています。ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo！ディスプレイアドネットワーク（YDN)」等からなります。プレミアム広告については、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。「Yahoo！ディスプレイアドネットワーク（YDN)」については、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しています。eコマース関連の手数料は、

取引が発生した時点で収益を認識しています。会員収入は、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。また、物販売上は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

流通事業

流通事業における収益は、主に、海外での通信事業者や小売業者への携帯端末の販売および日本国内でのパソコン向けソフトウエア、周辺機器、携帯端末アクセサリーの販売からなります。

流通事業の収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

なお、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

アーム事業

アーム事業における収益は、主に、アームのテクノロジーのライセンス収入およびライセンス先の企業がアームのテクノロジーを使用した製品を販売することにより生じるロイヤルティー収入からなります。

ライセンス収入は、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した製品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

ロイヤルティー収入は、当社の顧客がアームのテクノロジーを含んだ製品を販売することにより生じます。ロイヤルティー収入は、経済的便益が当社に流入する可能性が高くなり、収益の額が信頼性を持って測定することができる場合に認識しています。ロイヤルティー収入は、当社の顧客がアームのテクノロジーを含んだ製品を出荷した四半期に、売上推移や製品情報に基づく見積りにより発生基準で認識しています。

(9) 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業が営業活動を行う主要な経済環境における通貨(以下「機能通貨」)で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される非貨幣性の売却可能金融資産およびキャッシュ・フロー・

ヘッジから生じる換算差額はその他の包括利益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益および費用については、四半期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

（10）企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社が移転した資産、当社が引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社が発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- 繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- 被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社の制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第２号「株式に基づく報酬」に従って測定
- 売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社は、非支配持分を公正価値、または当社で認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社が以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社は、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時

点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で１年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

（11）消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

（表示方法の変更に関する注記）

連結損益計算書

前事業年度において、「その他の営業外損益」に含めて表示していた「関連会社株式売却益」、「デリバティブ関連損益」および「FVTPLの金融商品から生じる損益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

前事業年度において、独立掲記していた「持分変動利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の営業外損益」に含めて表示しています。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

1. 資産の減損

「(連結損益計算書に関する注記) 1.その他の営業損益(注５)」をご参照ください。

2. 金融商品の公正価値

「(連結損益計算書に関する注記) 5.FVTPLの金融商品から生じる損益」をご参照ください。

（企業結合に関する注記）

アーム

（1）企業結合の概要

当社と英国のアームは、2016年７月18日（グリニッジ標準時）付で、イングランドの裁判所の承認を取得する「スキームオブアレンジメント」の方法により、当社がアームの発行済株式および発行予定株式全部を総額約240億ポンド（約3.3兆円）の現金で買い付ける取引の条件に合意しました。当該買収の手続きは、2016年８月30日開催のアームの株主総会における承認および2016年９月１日開催のイングランドの裁判所の審問における承認などの諸条件が充足し、2016年９月５日にスキームの効力が発生しました。

本取引の結果、アームは当社の完全子会社となりました。

（2）子会社化の目的

当社は、アームがグローバルな半導体の知的所有権と「IoT（モノのインターネット）」における優れた能力を有し、イノベーションに実績のある世界有数のテクノロジー企業であると考えています。

当社の取締役会および経営陣は、当社がアームを買収することにより、以下の利点がもたらされると考えています。

・知的所有権に係るライセンスの供与および半導体企業の研究開発受託におけるアームのグローバルリーダーたる地位をサポートし、さらに強固なものにできる。
当社が有する深い業界専門知識と様々な関係からなるグローバルなネットワークを通じて、アームの知的所有権を既存の市場および新規市場にわたり浸透させることができると考えています。

・アームのイノベーションへの傾注を維持できる。
当社は、アームが長年注力してきた、デバイス自体の価値向上と、新しい成長分野、特に「Enterprise and Embedded Intelligence」におけるライセンス供与先の獲得と将来のロイヤルティー収入増の取り組みを支持していきます。

・アームが次なるイノベーションの波を起こすための投資を拡大することができる。
アームは、既存または新規の競合他社に対する研究開発における優位性を維持することを目的として、エンジニアリング人材および補完的な買収へ投資することにより、複数の成長戦略を推進しており、当社はこれを支援していきます。また、当社は、このような投資戦略により長期的成長を目指す中で、同社が非上場会社となることにより、遂行がより容易になると考えています。

・共通の文化と長期的視野
当社は、両社がテクノロジー志向の文化と長期的な視野を有し、イノベーションを重視し、最高の人材を惹きつけ、開発し、保持することに最大限注力するという共通点を有していると考えています。このような価値観の共有は、将来的に重要な機会を捉えるために必要とされる、強力な戦略的パートナー関係構築の礎となるものです。

・科学技術分野における英国の先導的地位を維持し、成長させることができる。
当社は、科学技術の発展とイノベーションにおいて世界的に先導的地位を有する英国に対して投資していきます。その証として、アームの複数の成長戦略に対する投資を行い、向こう５年間で、英国におけるアームの従業員数を、少なくとも倍増させる意向です。

(3) アームの概要

(a) 名称	ARM Hodings plc
(b) 所在地	110 Fulbourn Road, Cambridge CB1 9NJ, United Kingdom
(c) 代表者の役職・氏名	CEO Simon Segars
(d) 事業内容	マイクロプロセッサーに係るIPおよび関連テクノロジーのデザイン、ソフトウエアツールの販売
(e) 資本金	70万ポンド（2015年12月末現在）
(f) 設立年月日	1990年10月16日
(g) 連結売上高	968百万ポンド（2015年12月期・IFRS）

(4) 支配獲得日
2016年９月５日

(5) 取得対価およびその内訳

(単位：百万円)

		支配獲得日（2016年９月５日）
現金による取得対価		3,319,137
支配獲得時に既に保有していたアームに対する資本持分の公正価値		47,867
取得対価の合計	A	3,367,004

当該企業結合に係る取得関連費用25,780百万円を「その他の営業損益」に計上しています。

当社が支配獲得時に既に保有していたアームに対する資本持分1.4％を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、18,168百万円の段階取得による利益を認識しています。この利益は、連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定による利益」に計上しています。

(6) 支配獲得日における資産・負債の公正価値およびのれん

		(単位：百万円) 支配獲得日 (2016年９月５日)
現金及び現金同等物		16,984
営業債権及びその他の債権		59,782
その他の流動資産		119,090
無形資産（注１）		693,432
その他の非流動資産		23,649
資産合計		912,937
流動負債		61,930
繰延税金負債		127,622
その他の非流動負債		7,292
負債合計		196,844
純資産	B	716,093
のれん（注２）	A-B	2,650,911

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しています。上記金額は現時点での最善の見積りによる公正価値であるため、支配獲得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、支配獲得日から１年間は修正することがあります。

なお、上記金額は、支配獲得日時点の為替レート（１ポンド＝138.15円）により換算しています。

（注１）内訳については、以下の通りです。なお、見積耐用年数はそれぞれテクノロジー８～20年、顧客基盤13年、商標権８年であり、当期の連結損益計算書において当該無形資産の償却費29,379百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しました。

	(単位：百万円) 支配獲得日 (2016年９月５日)
テクノロジー	537,680
顧客基盤	148,649
商標権	5,940
その他	1,163
合計	693,432

（注２）のれんは、今後の事業展開や研究開発などに関する集合的な人的資源により期待される将来の超過収益力および既存事業とのシナジーを反映したものです。

(7) 子会社の支配獲得による支出

(単位：百万円)

	2017年３月31日に終了した１年間
現金による取得対価	△3,319,137
決済に伴う為替差益（注）	52,856
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	16,984
子会社の支配獲得による現金支払額	△3,249,297

（注）支配獲得日から決済日（2016年９月15日）までに生じた為替相場の変動によるものです。

(8) 被取得企業の売上高および純利益

2017年３月31日に終了した１年間の連結損益計算書上に認識している、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業の売上高は112,902百万円、純利益は17,272百万円です。

なお、上記の純利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費などが含まれています。

（連結財政状態計算書に関する注記）

1. 担保提供、株式等貸借取引契約による借入金等

（1）担保提供資産および対応債務

当社が担保に供している資産および担保権によって担保されている債務は以下の通りです。

（単位：百万円）

担保に供している資産	
現金及び現金同等物	325
営業債権及びその他の債権	7,154
その他の金融資産（流動）	4,397
棚卸資産	2,818
有形固定資産	661,029
持分法で会計処理されている投資（注）	154,440
合計	830,163
担保権によって担保されている債務	
営業債務及びその他の債務	4,397
有利子負債	
短期借入金	179
１年内返済予定の長期借入金	204,426
長期借入金	79,071
株式先渡契約金融負債（注）	715,448
合計	1,003,521

上記の他、以下の資産を担保に供しています。

a. スプリント

スプリントの借入金および社債約83億米ドルに対して同社の資産約744億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

b. ブライトスター

ブライトスターの借入金７億米ドルに対して同社の資産約20億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

（注）詳細は、「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

(2) 株式等貸借取引契約による借入金

子会社株式の一部について株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行い、受け入れた現金は、短期借入金として認識し、有利子負債に含めて表示しています。

(単位：百万円)

有利子負債	
短期借入金	399,402

(3) その他

当社が割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産およびこれらに対応する有利子負債残高は以下の通りです。

(単位：百万円)

所有権が留保されている資産	
有形固定資産	80,847
無形資産	26,376
その他の非流動資産	19
合計	107,242
有利子負債	
1年内支払予定の割賦購入による未払金	36,580
割賦購入による未払金	24,268
合計	60,848

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：百万円)

営業債権及びその他の債権	63,433
その他の金融資産（流動）	1,358
その他の金融資産（非流動）	31,918
合計	96,709

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

3,530,694

4. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社における貸出コミットメントは、以下の通りです。主にクレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っています。

(単位：百万円)

貸出コミットメント	313,688
貸出実行残高	13,967
未実行残高	299,721

(2) 保証債務

当社における保証債務は、以下の通りです。主に信用保証業務において提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を行っています。

	(単位：百万円)
保証契約の総額	16,632
保証残高	12,997

(3) 訴訟

ソフトバンクグループ㈱および一部の子会社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金は計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. ソフトバンク㈱を当事者とする訴訟

(a) ソフトバンク㈱は、2015年４月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等２万７千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（５次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
ソフトバンク㈱は、2013年２月７日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。
ソフトバンク㈱は、この追加業務に関する報酬等（約149億円）について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

(b) ソフトバンク㈱は、2015年４月30日に、JPiTを原告、ソフトバンク㈱および株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。
JPiTは、当該訴訟において、ソフトバンク㈱およびNRIに対し、上記(a)に記載の５次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害（161.5億円）が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。
ソフトバンク㈱は、当該訴訟において、JPiT側の主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年７月29日付で、上記(b)の訴訟を上記(a)の訴訟に併合する決定がありました。また、ソフトバンク㈱は上記(a)の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、2015年11月13日に、請求額を約149億円から約204億円に変更し、さらに2016年10月12日に、請求額を約204億円から約223億円に変更しました。

b. スプリントおよびその子会社を当事者とする訴訟等

(a) 2009年３月に、カンザス州連邦地方裁判所において、スプリントに対し株主により訴訟（Bennett v. Sprint Nextel Corp.、以下「Bennett訴訟」）が提起されました。当該訴訟において、株主側は、スプリント・コミュニケーションズおよび同社を退任した役員３名が、旧スプリントと旧ネクステルの合併後における一定の事業上の問題を適切に開示しなかったこと並びにのれんの減損に関して虚偽の記載及び誤解を生じさせる記載を故意に公表したことは、米国証券取引所法第10条（b）項および10b-5ルールに違反するという主張を行いました。2015年８月に和解案が連邦地方裁判所に最終承認されましたが、スプリントの財務諸表に重大な影響はありませんでした。Bennett訴訟に関連して、株主によるスプリント・コミュニケーションズ並びにその特定の現任又は退任の役員及び取締役に対する派生的な訴訟が５件提起されました。第１の訴訟（Murphy v. Forsee）は、2009年４月８日にカンザス州裁判所に提起され、その後、連邦裁判所に移送され、Bennett訴訟の訴え却下の申立てに対する係属決定に合わせ停止されております。第２の訴訟（Randolph v. Forsee）は、2010年７月15日にカンザス州裁判所に提起された後、連邦裁判所に移送され、州裁判所に差し戻されました。第３の訴訟（Ross-Williams v. Bennett等）は、2011年２月１日にカンザス州裁判所に提起されました。第４の訴訟（Price v. Forsee等）は、2011年４月15日にカンザス州裁判所に提起されました。第５の訴訟（Hartleib v. Forsee等）は、2011年７月14日にカンザス州連邦裁判所に提起されました。これらの訴訟は、Bennet訴訟の審理状況に鑑みて実質的に停止されていましたが、統治に関する条項（governance provisions）に関する合意及び原告の弁護士費用につき軽微な額の範囲内で支払うことをもって、和解することについて原則的な合意に至っています。裁判所は和解を承認しましたが、原告の弁護士費用を減額したため、弁護士費用については上訴されています。

(b) 2012年４月19日に、ニューヨーク州司法長官は、スプリント・コミュニケーションズが、2005年７月以来、無線電話サービスの販売から得られた収益に対するニューヨークの物品販売税につき、不正に１億米ドルを超える金額を顧客から徴収せず、支払わなかったとして訴追請求状を提出しました。当該訴追請求状は罰金および利息とともに州の虚偽請求取締法（the State False Claims Act）に基づき損害額の３倍の賠償を求めるものです。2012年６月14日に、スプリント・コミュニケーションズは、訴追請求を却下するように申し立てました。2013年７月１日、裁判所は、ニューヨーク州司法長官による訴追請求における一定の訴因及び一定の訴因の一部について却下したものの、スプリント・コミュニケーションズによる訴追請求を却下するよう求める申立てについては、その大部分を却下する決定をしました。スプリント・コミュニケーションズは当該決定に対し上訴しましたが、中間上訴裁判所（intermediate appellate court）は原裁判所による決定を維持しました。2015年10月20日、ニューヨーク州高等裁判所は、税務条項がスプリント・コミュニケーションズに対して当該物品販売税につき徴収及び支払義務を課しているとの上訴裁判所の判断を支持しました。スプリント・コミュニケーションズの連邦最高裁に対する連邦法専占（federal preemption）の主張に基づく上告受理申立は却下されました。スプリント・コミュニケーションズは、2016年３月31日に終了した１年間において、当該訴追

請求に関し約200百万米ドルを積み立てました。当事者は、現在、審判裁判所(trial court)において、証拠開示手続(discovery)を行っています。スプリント・コミュニケーションズは、当該訴追請求について引き続き積極的に争うことを予定しています。
株主によるスプリント・コミュニケーションズ並びにその一定の現任又は退任の役員及び取締役に対する派生的な訴訟が８件提起されました。いずれの訴訟においても、概して、各被告がニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟において主張された行為を許可したこと又は開示しなかったことが、スプリント・コミュニケーションズ及びその株主に対する信認義務違反に該当するという主張がなされました。このうちの１件の訴訟は、ルイジアナ州地方警察退職者システム(the Louisiana Municipal Police Employees Retirement System)によって提起され、連邦裁判所によって却下されました。２件の訴訟は、カンザス州ジョンソン郡の州裁判所に提起され、そのうちの１件は争訟性を欠くものとして却下されました。そして、残りの５件の訴訟はカンザス州の連邦裁判所で係属しています。カンザス州における係属中の訴訟は、ニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟についての結論が出ていないことに伴い停止しています。

(c) スプリント・コミュニケーションズは、クリアワイヤの数名の株主により申し立てられた、スプリント・コミュニケーションズによる信認義務違反に関する請求および関連請求その他クリアワイヤの買収の異議申立てに関する請求の訴訟における被告でもあります。ACP Master, LTD等とスプリント等の間の訴訟は、2013年４月26日にデラウェア州の衡平法裁判所（Chancery Court）に提起されました。当該訴訟の原告らはクリアワイヤの株式の公正価値の鑑定を求める訴訟も提起しています。これらの訴訟の審判（trial）は2016年10月および11月に行われ、当事者は審判後書面（post-trial briefing）を提出し、口頭弁論（oral argument）が2017年４月25日に開かれました。スプリント・コミュニケーションズは決定（decision）を待っています。

(d) 現在、スプリントは、スプリントによる複数の特許権の侵害を理由とした複数の訴訟に関わっています。これらの訴訟の大部分は、実質的には金銭賠償のみを求めるものです。他方で、これらの訴訟のうちごく一部は製品を販売している会社から提起され、当該会社から金銭賠償に併せて差止めによる救済も求められています。これらの訴訟は様々な段階に進んでおり、これらのうち少数のものは、別段の決定がなされない限り、審判（trial）に移行する可能性があります。これらの訴訟についてスプリントに不利な判決がなされた場合、多額の損害の賠償、一定の行為の中止又は関連する製品若しくはサービスの販売の中止を余儀なくされる可能性があります。多くの場合、製品サプライヤー又はサービスプロバイダーの行為に関連して生じた金銭的損害については、スプリントは賠償を受けることができるものと考えています。

(e) 2013年10月、FCCの執行部局は、他のライフライン・プロバイダーに対して、明白な責任に関する通知（notices of apparent liability、以下「NAL」）を発行し、政府による監査において発見されたキャリア内重複アカウント発行に関する罰金を科しました。これらの監査では、少数ではありますが、潜在的にキャリア内で重複発行されているアカウントで、スプリントのアシュアランス・ワイヤレ

ス事業に関連しているものも発見されました。スプリントに関しては未だにNALは発行されておらず、NALが発行されるか否かは不明です。また、処罰がなされた場合の請求額をスプリントが合理的に見積もることも不可能です。

(f) その他の複数の訴訟、調査、手続及び請求は、現状、実際に主張されているものであるか否かを問わず、また、大企業特有といわれるクラス・アクションや知的財産の問題を含めて、スプリント又はその子会社に対して行われる可能性があるもの、又は行われようとしているものです。2017年３月31日に終了した１年間において、スプリントは州の税金の件に関し103百万米ドルを積み立てました。販売、使用又は資産に関する税や手数料のような、国家又は州に関わる数々の問題を含めて、法律又は規制の解釈を誤った場合、スプリントは支払いを余儀なくされる可能性があります。

c. ブライトスターおよびその子会社を当事者とする訴訟等

ブライトスターおよびその子会社は、ラテンアメリカ諸国を中心とする世界各地において、税務紛争、労働紛争、契約紛争その他現在係争中の複数の紛争の当事者となっています。主なものとして、ブラジルの税務当局からブライトスターの子会社に対し、５件の行政手続を提起され、税務当局との認識の違い等により同会社が本来支払うべきであった税金の一部等として、合計約１億2,000万米ドルの支払い等を求められています。このうち１件については訴訟段階に移行しましたが、ブライトスターの子会社は、2015年10月に、行政手続に戻すよう求める取消訴訟を提起しています。

5. 財務制限条項

(1) ソフトバンクグループ㈱の有利子負債に付されている財務制限条項

ソフトバンクグループ㈱の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

a. 事業年度末におけるソフトバンクグループ㈱の純資産の額が、前事業年度末におけるソフトバンクグループ㈱の純資産の額の75％を下回らないこと。
b. 連結会計年度末における当社の連結財政状態計算書およびソフトバンク㈱の事業年度末における貸借対照表において債務超過とならないこと。
c. 当社の連結損益計算書において営業損益または親会社の所有者に帰属する純損益が２期連続損失とならないこと。
d. 借入契約で定める調整後純有利子負債（注１）またはレバレッジレシオ（注２）が、各連結会計年度末および第２四半期末日において、それぞれ一定の金額または数値を上回らないこと。ただし、ソフトバンクグループ㈱の現金及び現金同等物の残高および当社が保有する上場株式時価がそれぞれ一定の金額を上回る場合には、調整後純有利子負債の上限金額およびレバレッジレシオの上限数値が緩和される。

（注１）調整後純有利子負債：連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど一定の調整あり。
（注２）レバレッジレシオ：調整後純有利子負債÷調整後EBITDA（注３）
（注３）調整後EBITDA：スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど、一定の調整をしたEBITDA。

(2) スプリントの有利子負債に付されている財務制限条項

スプリントの有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

a. スプリントの有利子負債の一部である241億米ドルについては支配権の異動が発生した場合および格付機関による格付が一定程度低下した場合は、債権保有者に買取請求権が発生します。

b. 毎四半期末日においてスプリントの調整後債務（注１）を調整後EBITDA（注２）で除した値が、契約で定められた上限値を超えてはならず、スプリントがこの条項に抵触した場合には、有利子負債の早期返済を求められる可能性があります。なお、2017年３月31日における上限値は6.00です。

（注１）調整後債務：スプリントの債務（営業債務を除く）および債務保証額等の合計から金融機関との契約で定められた金額を除くなど一定の調整をしたもの。

（注２）調整後EBITDA：直近４四半期のEBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

（連結損益計算書に関する注記）

1. その他の営業損益

その他の営業損益の内訳は、以下の通りです。

（単位：百万円）

スプリント事業	
周波数ライセンス交換差益（注１）	36,385
固定資産の処分損失（注２）	△55,727
取引解約損（注３）	△15,399
米国州税関連費用	△10,600
訴訟関連費用積立金	△4,209
人員削減費用	△2,277
その他	△8,201
ヤフー事業	
災害による損失（注４）	△13,006
その他	2,269
流通事業	
のれんの減損損失（注５）	△30,260
アーム事業	
取得関連費用（注６）	△25,780
全社	
役員退任費用（注７）	△8,847
その他	
資産の減損損失（注８）	△8,051
合計	△143,703

（注１）無形資産のFCCライセンスとして計上している周波数の一部について、他のキャリアとの交換（非資金取引）に伴い発生したライセンス交換差益です。

（注２）主に契約期間満了前に解約されたリース契約に係るリース携帯端末について、顧客からスプリントへ未返却のため認識した損失です。

（注３）主にNTELOS Holdings Corp.とのホールセール契約の解約に伴う費用です。

（注４）2017年２月に発生したアスクル㈱の物流センター（ASKUL Logi PARK 首都圏）における火災により、固定資産および棚卸資産が被害を受け、一時的に操業を停止しました。災害による損失の内訳は、固定資産の損傷10,230百万円、棚卸資産の焼失2,510百万円、その他関連費用266百万円です。

（注５）ブライトスターののれんは５つの資金生成単位（米国・カナダ地域、中南米地域、アジア・オセアニア地域、ソフトバンクコマース＆サービス㈱、および欧州・アフリカ地域）をまとめたブライトスター（資金生成単位グループ）に配分していましたが、2017年３月に流通事業内の事業再編を決定したため、のれんはソフトバンクコマース＆サービス㈱を除く４つの資金生成単位をまとめたブライトスターに再配分されました。これにより減損の兆候が認められたため、のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産について減損テストを実施した結果、のれんの回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、のれんの減損損失30,260百万円をその他の営業損益に計上しました。使用価値を

回収可能価額としており、マネジメントが承認した４つの資金生成単位の将来計画のキャッシュ・フロー見積額を、税引前の加重平均資本コスト10.97%～16.17%で割り引いて算定しています。

（注６）アームの企業結合に関連して発生した費用です。企業結合の詳細は、「(企業結合に関する注記)」をご参照ください。

（注７）ニケシュ・アローラの役員退任に伴う費用です。
役員退任費用には支払額が確定している費用のほか、ソフトバンクグループ株式の将来の株価に基づき支払額が決定する費用が含まれています。株価に基づき決定される費用は2017年６月および2018年３月の２回に分けて支払われる予定で、支払額はそれぞれ2017年６月および2018年３月の株価に基づき決定されます。当社は当該費用を2016年６月30日のソフトバンクグループ株式の株価に基づき測定のうえ全額費用計上し、以降支払額確定までは毎期末ソフトバンクグループ株式の株価に基づき測定し、差額を純損益へ計上しています。2017年３月31日に終了した１年間において計上した当該費用は3,830百万円です。また、上記役員退任費用のほかに、2014年12月にニケシュ・アローラに付与した当社の関連会社株式を同氏より10,744百万円で買い取りました。当該株式の当社取得価額については、直近の取引事例を参考に、交渉の上決定しています。

（注８）ソフトバンクロボティクス㈱の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、関連する資産の帳簿価額を使用価値3,471百万円まで減額しました。

2. 財務費用

財務費用の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
支払利息	△467,311

3. 関連会社株式売却益

当社は2016年６月13日付で、保有するアリババ株式の一部を、アリババ、GIC Private Limitedの100％子会社であるGamlight Pte Ltd、およびTemasek Holdings Private Limitedの100%子会社であるAranda Investments Pte. Ltd.へ売却し、2016年７月11日付でアリババのパートナーグループ（注）へ売却しました。この結果、関連会社株式売却益を234,418百万円計上しました。

売却価額の総額は359,704百万円（34億米ドル）で、このうちアリババへの売却価額は212,920百万円（20億米ドル）です。売却価額はアリババ株式の市場価格を参考に交渉のうえ決定しています。

（注）アリババの関係会社ではありません。

4. デリバティブ関連損益

株式先渡売買契約に含まれるカラー取引に関するデリバティブ評価損失を232,729百万円計上しました。株式先渡売買契約の詳細は「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

5. FVTPLの金融商品から生じる損益

主にFVTPLの金融資産に指定した組込デリバティブを含むインドのANI Technologies Pvt. Ltd.およびJasper Infotech Private Limitedなどの優先株式投資の評価損益です。

6. その他の営業外損益

その他の営業外損益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
為替差損益	53,336
持分変動利益（注１）	77,540
支配喪失損失（注２）	△79,278
売却目的保有資産に対する減損損失（注３）	△42,540
その他	△1,639
合計	7,419

（注１）主にアリババが発行したストックオプションの権利行使や第三者割当増資により、当社のアリババに対する持分が変動したことに伴い発生した利益です。

（注２）当社と台湾のFoxconn Technology Groupは、2017年２月24日、共同で投資事業を行うことを目的として、当社の100％子会社であるSOFTBANK GROUP CAPITAL APAC PTE. LTD.を合弁会社化することについて合意しました。これに基づき、SOFTBANK GROUP CAPITAL APAC PTE. LTD.は、Foxconn (Far East) Limitedに対して、2017年３月３日付で普通株式を新たに発行し、同日付で社名をFoxconn Ventures Pte. Ltd.へ変更しました。これにより、Foxconn Ventures Pte. Ltd.に対する当社の議決権の所有割合は45.5％となり、同社は2017年３月３日より当社の子会社から持分法適用関連会社となりました。当該取引に基づき認識した支配喪失損失は79,278百万円です。このうち、支配喪失に伴うその他の包括利益累計額の純損益への振替額は131,529百万円の損失、持分法適用に伴う再測定益は52,251百万円です。

（注３）当社は2016年６月23日よりガンホーが実施した自己株式の公開買付けに応募したため、保有するガンホー株式の一部を売却目的保有に分類された資産に振り替えました。これに伴い、当該ガンホー株式の帳簿価額を売却費用控除前の公正価値（買付価額）まで減額し、売却目的保有に分類された資産に対する減損損失を42,540百万円計上しました。
なお、その後の本公開買付けの成立に伴い、2016年８月16日付で、ガンホーは当社の持分法適用関連会社から除外されました。

7. 非継続事業

スーパーセル

当社は、保有するスーパーセルの全ての株式をTencent Holdings Limited（以下「テンセント」）の関係会社（以下「本件買主」）に売却することについて、テンセント、本件買主、スーパーセルおよびその他の当事者との間で、2016年６月21日に最終的な合意に至りました。スーパーセル株式は2016年７月29日に譲渡され、株式の譲渡日をもって、スーパーセルは当社の子会社から除外されました。

2017年３月31日に終了した１年間に係るスーパーセルの経営成績は、連結損益計算書において、継続事業と区分し非継続事業として表示しています。

非継続事業の業績は以下の通りです。

	（単位：百万円）
収益	80,735
費用	△46,075
非継続事業からの税引前利益	34,660
法人所得税	△6,414
非継続事業からの税引後利益	28,246
非継続事業の売却益	636,216
非継続事業を売却したことにより認識した法人所得税	△109,663
非継続事業からの純利益	554,799

なお、上記の非継続事業からの純利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費などが含まれています。

（連結持分変動計算書に関する注記）

1. 2017年３月31日における発行済株式の種類および株式数

普通株式　1,100,660,365株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年６月22日定時株主総会	普通株式	24,085	21	2016年３月31日	2016年６月23日	利益剰余金
2016年10月27日取締役会	普通株式	23,957	22	2016年９月30日	2016年12月12日	利益剰余金

（2）基準日が2017年３月31日に終了した１年間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年６月21日定時株主総会	普通株式	23,964	22	2017年３月31日	2017年６月22日	利益剰余金

3. 2017年３月31日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　227,400株

4. 自己株式に関する事項

当社は、2016年10月７日開催の取締役会決議に基づき、2016年10月31日に自己株式100,000千株の消却を実施しました。この結果、利益剰余金および自己株式がそれぞれ595,195百万円減少しています。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 市場リスク

a. 為替リスク

当社は、投資、出資および合弁会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っています。また、海外子会社との外貨建貸付および借入れや、海外取引先と外貨建取引を行っています。これらの結果として、主に米ドル、インドルピーおよびイギリスポンドのレートの変動によって生じる為替リスクに晒されています。

当社は、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングおよび当社の為替エクスポージャーの管理を行っています。 また、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に伴う取引に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

b. 価格リスク

当社は、事業戦略上の目的で上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。当社は、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

c. 金利リスク

当社は、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されています。変動金利の有利子負債は、金利上昇によって支払利息が増加するリスクがあります。当社は、金利変動リスクの未然防止または低減のため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金および社債については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ契約等のデリバティブ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

(2) 信用リスク

当社は、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権およびその他の金融資産（預金、株式およびデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。当社は、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、当該リスクの管理のため、当社は、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しています。

(3) 流動性リスク

当社は、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの

発行、債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金およびMMFなどにより運用しています。また、当社は、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
有利子負債（非流動）		
長期借入金	3,377,625	3,436,955
社債	7,233,838	7,590,748
リース債務	807,606	818,686
割賦購入による未払金	29,760	30,908
合計	11,448,829	11,877,297

(1) 金融商品の公正価値の算定方法

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

b. 社債

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、主として市場における同一銘柄の相場価格により測定しています。

c. リース債務

1年内返済予定を除くリース債務の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

d. 割賦購入による未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

(2) 有利子負債の期日別残高

有利子負債の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿残高	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
有利子負債								
短期借入金	667,664	668,506	668,506	-	-	-	-	-
コマーシャル・ペーパー	80,000	80,000	80,000	-	-	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定含む)	4,506,135	4,558,688	1,132,653	1,955,143	584,852	373,082	79,281	433,677
社債(1年内償還予定含む)	7,573,300	7,575,400	336,591	736,620	1,044,869	671,946	1,229,618	3,555,756
リース債務	1,245,890	1,245,890	438,284	351,248	243,853	153,596	56,388	2,521
株式先渡契約金融負債	715,448	740,454	-	-	740,454	-	-	-
割賦購入による未払金	69,933	71,004	40,376	17,804	9,879	1,683	1,262	-
合計	14,858,370	14,939,942	2,696,410	3,060,815	2,623,907	1,200,307	1,366,549	3,991,954

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	3,292円40銭
基本的1株当たり純利益	
継続事業	792円16銭
非継続事業	494円85銭
合計	1,287円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

Xiaoju Kuaizhi Inc.への出資について

ソフトバンクグループ㈱の海外子会社および中国でタクシー配車サービスを展開するXiaoju Kuaizhi Inc.（以下「Kuaizhi」）は2017年４月17日付で、海外子会社がKuaizhiに対し総額50億米ドル（約5,500億円）を出資することについて合意しました。

本出資後においても引き続き、Kuaizhiは当社の子会社および関連会社には該当しません。

なお、2018年３月期の業績に与える影響は現時点では確定していません。

（その他の注記）

1. アリババ株式先渡売買契約取引

当社の 100%子会社であるWest Raptor Holdings, LLC（以下「WRH LLC」）は、2016年６月10日、新設されたMandatory Exchangeable Trust（以下「Trust」）との間で、Trustへのアリババ株式の売却に係る先渡売買契約を締結し、売却代金の前受けとして578,436百万円（54億米ドル）を受領しました。

一方、Trustは、当該先渡売買契約に基づき決済時にWRH LLCより将来引き渡される予定のアリババ株式を活用し、アリババの米国預託株式（以下「アリババADS」）へ強制転換される他社株強制転換証券（Mandatory Exchangeable Trust Securities 以下「Trust Securities」）を総額66億米ドル発行しました。

WRH LLCがTrustより受領した54億米ドルは、Trust Securitiesの発行総額66億米ドルから、TrustがTrust Securitiesの購入者への利払いに備えた米国債の購入金額およびTrust Securitiesの発行のために必要な諸経費を除いた金額です。

当該先渡売買契約に基づくアリババ株式の決済は、Trust Securitiesの転換日（2019年６月１日以降、最初の取引予定日を想定）と同時に実施されます。Trust Securitiesはその転換日において、１証券当たり一定数のアリババADS（当該時点におけるアリババADSの取引価格を参照して決定）に転換されますが、先渡売買契約で受け渡されるアリババ株式の数はこのアリババADSの数に基づき決定されます。決済株数にはキャップおよびフロアの設定があり、当該先渡売買契約はカラー取引の組込デリバティブを含む混合金融商品となります。

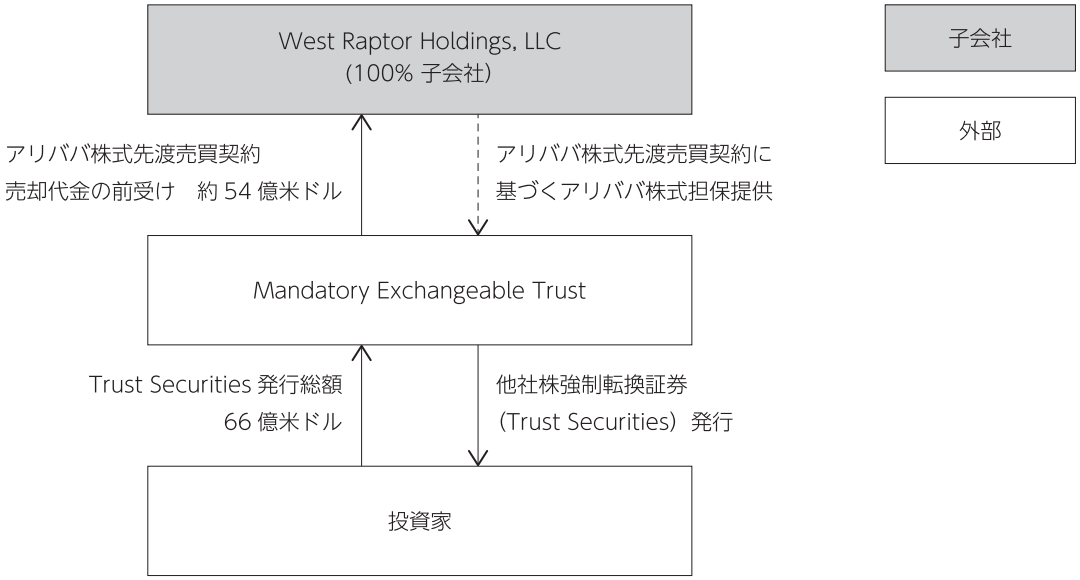
当社は当該先渡売買契約について主契約と組込デリバティブに分離して会計処理を行い、578,436百万円の入金に対し、当初認識額として株式先渡契約金融負債を674,023百万円、デリバティブ資産を95,587百万円計上しました。当初認識後は、株式先渡契約金融負債は償却原価で測定し、組込デリバティブは公正価値により測定しており、2017年３月31日現在における連結財政状態計算書上、「有利子負債」（非流動負債）に株式先渡契約金融負債を715,448百万円、「その他の金融負債」（非流動負債）にデリバティブ負債を143,935百万円、それぞれ計上し、2017年３月31日に終了した１年間における連結損益計算書上、デリバティブ関連損失を232,729百万円計上しました。

なお、WRH LLCは、先渡売買契約を現金、または現金およびアリババ株式の組み合わせによって決済するオプション（以下「現金決済オプション」）を保有しています。WRH LLCが現金決済オプションを選択した場合は、アリババADSの取引価格を基礎として算定された決済株数のアリババ株式の公正価値と同額の現金が支払われます。

またWRH LLCは先渡売買契約の当初決済予定日より前に決済を実施するオプション(以下「早期償還オプション」）を保有しています。WRH LLCが早期償還オプションを行使した場合、もしくは一定の条件の下において、先渡売買契約は当初の予定日より前に決済される可能性があります。

当該先渡売買契約に基づき、WRH LLCは保有するアリババ株式をTrustへ担保として提供しています。当社は当該アリババ株式について継続して持分法を適用し、2017年３月31日現在における連結財政状態計算書上「持分法で会計処理されている投資」に含めて計上しています。2017年３月31日現在で当社が担保に供しているアリババ株式の帳簿価額は154,440百万円です。

＜本取引の概略図＞



(注) 当概略図は、本取引の要点を示すため、本取引にかかる主要な取引および当社と各社との関係のみ簡略化して示しています。

2. WorldVu Satellites Limited （以下「OneWeb」）およびIntelsat S.A.（以下「Intelsat」）に対する出資およびサービスの購入に関する条件付コミットメント

当社は、全世界へ低廉、高速かつ低遅延のインターネット接続環境を提供するための衛星通信システム構築およびオペレーションを支援する目的で、2017年３月31日時点において、OneWebおよびIntelsatに対して、それぞれ6.8億米ドル、17.3億米ドルの出資コミットメントを有しています。当社は、OneWebと締結した総額10億米ドルの出資契約に基づき、OneWebに対して、2017年３月期に3.2億米ドルを出資したことに続き、2017年４月に1.5億米ドルを出資し、残額5.3億米ドルについてはOneWebの一定の資金調達の実現や関係規制当局からの承認等を条件として出資します。また、Intelsatに対する総額17.3億米ドルの出資は、OneWebとIntelsatとの合併（以下「本合併」）や、関係規制当局からの承認等を条件として実施されます。なお、本合併はIntelsatの現社債権者に対する社債交換に関する提案の完了や、関係規制当局からの承認等を条件として実施されます。

さらに、当社は、2017年３月31日時点において、OneWebグループに対し衛星通信キャパシティの条件付購入コミットメント40億米ドルを有しています。OneWebグループが衛星稼動数等に関して２段階に分けて規定されたサービスレベルを達成した場合、当社は最低支払額である40億米ドル（そのうち、５億米ドルについては第１段階のサービスレベル達成時から12カ月、35億米ドルについては第２段階のサービスレベル達成時から48カ月以内）を支払います。

3. Fortress Investment Group LLC（以下「Fortress」）の買収に関するコミットメント

当社は、Fortressを33億米ドルで買収し、Fortressの発行済株式の100%を取得します。当該買収は関係規制当局からの承認等を条件として実施されます。なお、当社は買収後、共同投資家を迎えることを計画しています。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準および評価方法

（1）有価証券

子会社株式および関連会社株式　：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　：事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　：移動平均法による原価法

（2）デリバティブ　：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　：定額法

（2）無形固定資産　：定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権（子会社に対するものを除く）については貸倒実績率により、子会社への債権および貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しています。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

株　式　交　付　費　：３年間で月割償却しています。

社　債　発　行　費　：償還期間にわたり月割償却しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①金利スワップ

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　：金利スワップ

ヘッジ対象　　：借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

②通貨スワップ

イ. ヘッジ会計の方法

振当処理によっています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　：通貨スワップ

ヘッジ対象　　：外貨建社債および外貨建社債の利息

ハ. ヘッジ方針

社内規程に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っています。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理によっており、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

5. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しています。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　11,721 百万円

2. 株式等貸借取引契約による借入金

関係会社株式のうち、2,681百万円については株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行い、契約上その担保として受け入れた現金については次のとおり計上しています。

短期借入金	400,000 百万円

3. 保証債務等

被保証者(被保証債務の内容)	保証金額
[保証債務]	
SBG Cleantech ProjectCo Private Limited (スタンドバイ信用状)	11,736 百万円
Softbank Group Capital Limited (オフィス賃借)	1,981
計	13,717
[経営指導念書等]	
SBG Cleantech ProjectCo Private Limited (スポンサーサポート契約)	22,782
計	22,782
合　計	36,499 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	96,892 百万円
長期金銭債権	1,242,911
短期金銭債務	1,118,040
長期金銭債務	11,958

5. 取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

金銭債権	23 百万円
金銭債務	175

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	46,312 百万円
販売費及び一般管理費	19,307
営業取引以外の取引高	4,610,602
うち受取配当金	2,940,658
有価証券の購入	1,563,803

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	11,378,076 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
関係会社株式	487,724	百万円
グループ法人税制に基づく関係会社株式売却損の税務上の繰延	105,719	
繰越欠損金	32,546	
繰延資産	6,383	
その他	26,621	
繰延税金資産小計	658,992	
評価性引当額	△658,992	
繰延税金資産合計	－	
繰延税金負債		
グループ法人税制に基づく関係会社株式売却益の税務上の繰延	△10,004	
その他有価証券評価差額金	△2,092	
特定外国子会社における売却益等	△40,975	
その他	△1,929	
繰延税金負債合計	△55,001	
繰延税金負債の純額	△55,001	百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	注	取引金額(注10)	科目	期末残高(注9、10)
子会社	ソフトバンク㈱	所有 間接 99.9%	配当の受取		416,492		
			ブランド使用料売上	1	45,764	売掛金	49,425
			長期資金の回収(貸付との純額)		174,556	長期貸付金	177,373
			利息の受取	2	12,121	流動資産「その他」	－
			被債務保証	3	5,690,973		
子会社	ソフトバンクグループジャパン(同)	所有 直接 100%	増資の引受	4	2,176,174		
子会社	ソフトバンクグループインターナショナル(同)	所有 直接 100%	増資の引受		137,543		
			為替予約取引の代行	5	137,531	流動資産「その他」	－
			長期資金の貸付		27,250	長期貸付金	824,860
						短期貸付金	6,390
			利息の受取	2	20,046	流動資産「その他」	－
子会社	Kahon 3 Oy	所有 間接 100%	短期資金の借入(返済との純額)		560,924	短期借入金	560,924
			利息の支払	6	2,051	未払費用	－
子会社	SoftBank Group Capital Limited	所有 直接 100%	短期資金の借入(返済との純額)		206,915	短期借入金	206,915
			利息の支払	6	916	未払費用	943
子会社	SoftBank Group Capital Europe Limited	所有 直接 100%	短期資金の借入		152,493	短期借入金	152,493
			利息の支払	6	689	未払費用	709
子会社	SB Group US, Inc.	所有 間接 100%	業務委託費の支払	7	10,106	未払金	8,975
子会社	Brightstar Corp.	所有 間接 100%	長期資金の貸付(回収との純額)		1,141	長期貸付金	125,653
			利息の受取	2	3,898	流動資産「その他」	－
子会社	SOFTBANK Inc.	所有 間接 100%	業務委託費の支払	7	4,201	未払金	3,927
関連会社	Foxconn Ventures Pte. Ltd.	所有 直接 36.36%	配当の受取		2,505,561		
			有価証券の譲受	8	1,433,258		
			短期資金の借入返済		2,481,356	短期借入金	－
			利息の支払	6	809	未払費用	－
関連会社の子会社	SB HP Hold Co.	所有 －	有価証券の譲受	8	126,590		

取引条件および取引条件の決定方針等
(注) 1．ブランド使用料売上については、売上総利益の一定割合によっており、その料率は合理的な基準により決定しています。
(注) 2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
(注) 3．金融機関等からの借入金等に対して、連帯保証を受けています。なお、保証料は支払っていません。
(注) 4．主にソフトバンクグループ㈱所有のソフトバンク㈱全株式の現物出資によるものです。
(注) 5．ソフトバンクグループインターナショナル(同)の外貨建て資金の需要に対し為替予約取引の代行を行っています。なお、代行手数料は受け取っていません。
(注) 6．資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
(注) 7．取引条件については、交渉の上一般取引と同様に決定しています。
(注) 8．購入価額については、購入する株式の購入時直近の市場価格を勘案して決定しています。
(注) 9．当期末レート１米ドル＝112.19 円にて換算しています。
(注)10．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

２．役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	注	取引金額(注２)	科目	期末残高(注２)
役員および主要株主(個人)	孫　正義 (孫アセットマネージメント(同))	被所有 直接 21.2%	経費の一時立替 設備使用料 預り保証金の返還 (受取との純額)	1	233 43 4	流動資産「その他」 固定負債「その他」 未払金	23 174 1

取引条件および取引条件の決定方針等
(注) 1．設備使用料については、関係会社同様、利用割合に応じて決定しています。
(注) 2．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	3,402円05銭
１株当たり当期純利益	2,477円76銭

（その他の注記）

1．ソフトバンク・ビジョン・ファンドに対する出資コミットメント

ソフトバンクグループ㈱は、2017年３月31日時点において、ソフトバンク・ビジョン・ファンドに対して250億米ドルの出資コミットメントを行っています。

2．WorldVu Satellites Limited およびIntelsat S.A.に対する出資およびサービスの購入に関する条件付コミットメント

詳細は「連結注記表（その他の注記)」をご参照ください。

３．Fortress Investment Group LLCの買収に関するコミットメント

詳細は「連結注記表（その他の注記)」をご参照ください。